

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人南山会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬総額)

第3条 役員報酬等に対して、各年度の総額が以下の範囲を超えないように支給する。

役員等	各年度の総額
理事	25万円
監事	20万円

(報酬等の支給)

第4条 定款第8条及び第21条に定めるとおり、非常勤の役員及び評議員に対しては、会議その他の行事等に参加したときは、それぞれ1回の出席につき、職務遂行の対価として日当5,000円（源泉徴収所得税控除後）を現金にて支給する。

- 2 前項の支払いに対し法令で定める源泉徴収を行うものとする。
- 3 職員である理事に対しては、職員給与を支給し、第1項の報酬は支給しない。

(報酬等の額の算定)

第5条 前条における報酬等の額を変更する場合は、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けて行う。

(費用)

第6条 非常勤役員及び評議員が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて旅費を支給する。又業務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員の承認を受けて行う。

附則 この規定は、令和6年6月1日より施行する。

平成30年11月22日改定

令和6年5月28日改定